

確定申告について

葵総合税理士法人 税務会計部 木村 秀政

I 確定申告が必要になる方

- 給与の年間収入金額が2,000万円を超える方。
- 給与を2カ所以上から受けており、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整をされなかった給与の収入金額と、所得金額（給与所得、退職所得を除く）との合計が20万円以上の方。
- 外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されていないものがある方。
- 同族会社の役員やその親族などで、その同族会社から給与のほかに、貸付金の利子や資産の賃貸料を受け取っている方。
- 公的年金等に係る雑所得のみで、公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと、残額がある方。
- 上記以外の方で、各種（譲渡所得、山林所得を含む。）の所得金額の合計額から、所得控除を差し引き、その金額に所得税の税率を乗じて計算した税額から、配当所得控除額を差し引き、残額がある方。

II 申告手続きの流れ

1.確定申告に必要な書類を用意する。

- 給与所得や公的年金等の源泉徴収票（原本）
- 私的年金等を受けている場合には支払調書
- 医療費控除の明細書、社会保険料の控除証明書など
- マイナンバーカード（通知書、住民票）本人確認書類

2.申告書や付表、計算書等を準備する。

- 確定申告書は、「A」「B」の2種類存在します。この2種類のうちどちらかを使用します。
- ①申告書「A」は、申告する所得が給与所得、雑所得、総合課税の配当所得、一時所得のみで、予定納税額のない方が使用します。
- ②申告書「B」は所得の種類にかかわらず、どなたでも使用が出来ます。
具体的には、青色申告者、自営業者、家賃収入がある方、退職所得がある方などが使用します。
- 申告内容に応じて必要な付表、計算書を用意します。

3.申告書の作成

- ①収入金額、所得金額の計算をする
 - ②所得から差し引かれる所得控除額を計算する。
 - ③課税される所得金額の計算
 - ①－②＝課税される所得金額
 - ④課税される所得金額に対する税額の計算
 - ③の金額に対する税額を計算する。
-

4.申告書の提出

●確定申告書の提出期限は

平成30年2月16日（金）～平成30年3月15日（木）に提出することになっております。

●確定申告書の提出先

確定申告書は、これを提出する際の納税地の所轄税務署に提出しなければなりません。

5.納付

●平成29年度の確定申告書を提出期限内に提出することによって納付することになる税額は、平成30年2月16日から平成30年3月15日までの間に納付しなければなりません。

●期限後申告書又は修正申告書の提出によって納付することになる税額は、その期限後申告書又は修正申告書の提出日までに納付しなければなりません。

6.還付について

●その年分の所得税の額の計算上引ききれなかった源泉徴収税額は、確定申告をすれば還付出来ます。ただし、源泉徴収税額のうち納付されていないものがあるときは、その納付があるまで還付されません。

Ⅲ平成29年度の変更点

1.医療費控除の申告書の簡略化

●平成29年分の確定申告から医療費控除を受ける場合には、「医療費控除の明細書」を確定申告書に添付すれば足り、「医療費の領収書」の提出又は、提示は不要となります。

●「医療費の明細書」には、「医療費の領収書」に記載された以下のことを記載します。

- ①医療を受けた方の氏名
- ②病院・薬局などの支払い先の名称
- ③医療費の区分
- ④支払った額
- ⑤④のうち生命保険や社会保険などで補てんがされる金額

2.セルフメディケーション制度の創設

●健康の保持増進又は疾病の予防への一定の取り組みを行っている方が、平成29年度中に自己又は、自己と生計を一にする配偶者、親族の為に12,000円以上の対象医薬品をを購入した場合には、「セルフメディケーション税制」（通常の医療費控除との選択適用）を受けられます。

●一定の取り組みとは以下の取り組みをいいます。

- ①健康保険組合が実施する健康診査
- ②予防接種
- ③特定健康診査など

●対象の医薬品は、医師から処方される医薬品から、薬局やドラッグストアで購入できる医薬品に転用された医薬品の購入費をいいます。具体的な対象の医薬品は厚生労働省のホームページで確認できます。

出典：所得税確定申告の手引（佐々木誠 著 税務研究会出版局発行）

国税庁平成29年度確定申告特集（準備編）（国税庁）

平成28年度確定申告手引き（国税庁）

秋の康友会行事

京都をめぐる旅『京会席料理と東寺・祇園散策』

去る、平成29年11月17日（金）に秋の康友会行事、京都をめぐる旅「京会席料理と東寺・祇園散策」を催しました。当日は大変良い天気にも恵まれ、絶好の行楽日和となりました。8時15分に葵総合経営センター前を出発。紅葉の時季ということもあり、渋滞が予想されておりましたが、予定通り11時には東寺に到着。東寺の方に広い境内をゆっくりご案内いただきました。東寺は1994年に「古都京都の文化財」として世界遺産登録されています。また今回は特別に国宝でもある「五重塔」の初層を拝観することができました。

昼食は八坂神社のすぐ横に位置する「ぎおん畑中」にて京都の四季の美を映したオリジナル京会席料理を静かな個室お座敷でお楽しみいただきました。康友会を通じて他企業の方々と歓談しながら交流を深めていただくことで更に有意義な時間をお過ごしいただけたのではないのでしょうか。



食事後は、各自祇園を自由散策していただきました。八坂神社や高台寺、花見小路通など参拝やお買い物をお楽しみいただきました。紅葉シーズンに美味しいお料理と散策で京都を満喫していただけたのではないのでしょうか。皆様方のご協力のもと、無事に旅を終えることができましたこと、感謝申し上げます。今後とも、当センターをご愛顧いただき、各行事へのご参加をスタッフ一同心よりお待ちしております。（文責：都築 玲香）



康友会ゴルフ同好会

第266回 例会成績

平成29年11月8日(水)

春日井カントリークラブ

他参加者 山口 光治、荒井 栄児
足立 文夫、古田 益三
(順不同・敬称略)

順位	氏名
優勝	杉浦 康晴
準優勝	日置 亨
3 位	橋本 浩宗

<次回開催>

平成30年1月10日(水)
緑ヶ丘カントリークラブ

1月、2月の税務・労務

1月の税務・労務

4日◇個人事業者の消費税・地方消費税の確定申告開始(4月2日迄)

◇官庁御用始め

10日◇源泉所得税の納付

◇住民税特別徴収額の納付

22日◇納期の特例を受けた源泉所得税(7月～12月分)の納付

31日◇平成29年11月決算法人の確定申告、5月決算法人の中間申告、2月・5月・8月決算法人の消費税中間申告(400万円超)

◇平成29年11月決算法人の事業所税申告及び納付

◇労働保険料第3期分の納付(労働保険事務組合委託の場合、2月14日)

◇源泉徴収票の交付及び提出

◇法定調書の提出

◇給与支払報告書の提出

◇固定資産税の償却資産申告書の提出

◇個人住民税第4期分の納付

2月の税務・労務

1日◇贈与税の確定申告開始(3月15日迄)

10日◇源泉所得税の納付

◇住民税特別徴収額の納付

16日◇所得税の確定申告開始(3月15日迄)

28日◇平成29年12月決算法人の確定申告、6月決算法人の中間申告、3月・6月・9月・決算法人の消費税中間申告(400万円超)

◇平成29年12月決算法人の事業所税申告及び納付

◇固定資産税及び都市計画税第4期分の納付





ご案内

●康友会からのお知らせ

【無料法律相談日(予約制)】

平成30年 1月 17日 (水)
 平成30年 2月 19日 (月)
 平成30年 3月 22日 (木)
 弁護士 長谷川 留美子

●センターからのお知らせ

【無料よろず相談日(予約制)】

平成30年 1月 17日 (水)

今回もリレーマラソン参加しました。



昨年に引き続き、株式会社ティーエーシー様主催、さわやか健康リレーマラソンに参加しました。今回は所長を除く精鋭7名で挑戦となりました。無事21.097kmを走破、晩秋の風を感じ、リフレッシュできました。

☆表紙の写真募集☆



葵総合経営センターではセンターだよりの表紙に掲載する作品を募集しています。

撮影された写真はもとより、陶芸や生け花、絵画など様々な作品を募集しております。(こちらから撮影に伺うことも可能です。)

自薦他薦は問いません。ご応募はお気軽に担当者、右記の電話番号へご連絡ください。

◎休日のお知らせ

1 月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

2 月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28			

★税務・労務・経営・法律に関することなら
 専門家が何でもご相談に応じます。

● 税務相談

税 理 士 杉浦 康晴
 税 理 士 杉浦 正康
 税 理 士 古田 益三

● 労務相談

特定社会保険労務士 杉浦 玲子
 特定社会保険労務士 都築 玲香
 特定社会保険労務士 松原 里美

● 法人関係手続相談

行 政 書 士 加藤 紀男

● ライフプランの相談

ファイナンシャルプランナー(CFP) 二村 晃司

● 医療・介護経営相談

医療経営コンサルタント 中島 和人

● 相続相談

相続診断士 横尾 泰幸

● 法律相談

弁 護 士 長谷川 留美子

各種お申し込み、お問い合わせは

葵総合経営センター TEL (052) 331-1740 総務まで



編集 葵総合経営センター・康友会ニュース

『広報委員会』

早川 毅 中島和人 加藤紀男 都築玲香
 近川純那 松島京司

明けましておめでとうございます。

毎年お正月の時期になりますと、私はお汁粉やお雑煮を食べ過ぎてしまいまして、体重が増えてしまいます。この時期の餅料理はとても美味しいので、ついつい食べ過ぎてしまいます。さらに寒い時期なので、どうしても炬燵から出られなくなり、体重増加に拍車をかけますので、まずは餅の食べすぎに気をつけながら正月を過ごしていきたいと思っています。

松島 京司